

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年3月24日

水曜日

号外(2)

目次

人事委員会規則

- 県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則 1
- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則の一部を改正する規則
- 富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則
- 職員団体の登録の申請等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会告示

- 任用候補者の名簿及び任用に関する申請書等の様式についての一部改正
- 勤務条件に関する措置要求書の様式等についての一部改正
- 不利益処分についての審査請求に関する細則の一部改正

人事委員会訓令

- 富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令

規 則

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第1号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則（昭和60年富山県人事委員会規

規則第317号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人委・職員課)

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第3号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和38年富山県人事委員会規則第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第10条の2第1項中「書留郵便」を「郵便」に改める。

第15条第4項中「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第4号

富山県職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則
富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「記載し請求印を押印した」を「記載し、請求者が記名した」に改める。

様式第1号中 「

受 命 印

」 を 「

受 命 者

」 に改める。

様式第2号中

級・号給	氏名	受命印
	債主コード	

を

級・号給	受命者氏名
	債主コード

に、

計	受領印
円	
円	

を

計
円
円

に改める。

様式第3号甲中

級・号給	氏名	請求印
	債主コード	

を

級・号給	受命者氏名
	債主コード

に改める。

様式第3号乙中「様式第6号甲」を「様式第3号甲」に改める。

様式第4号中

<p>上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日 上記の旅費を受領しました。 年 月 日 (職) 氏 名 印</p>
--

を

<p>上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日 請求者氏名</p>
--

に改める。

様式第5号及び様式第6号中「

印

」を「

--

」に、

<p>上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日 上記の旅費を受領しました。 年 月 日 (職) 氏 名 印</p>
--

を

上記のとおり旅費を請求します。

年 月 日
(職)氏 名

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県職員等の旅費に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人委・職員課)

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第5号

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則の一部
を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則（平成22年富山県人事委員会規則第387号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第6号

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

富山県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（昭和63年富山県人事委員会規則第357号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項「記名押印して」を「記名して」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

職員団体の登録の申請等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和3年3月24日

富山県人事委員会

委員 長 川 端 康 夫

富山県人事委員会規則第7号

職員団体の登録の申請等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録の申請等に関する規則（昭和41年富山県人事委員会規則第85号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第5号様式までの規定中「罎」を削る。

附 則

(施行期日)

富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程（昭和63年富山県人事委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

様式第2号中「印」を削り、「き損）しました」を「毀損）しました」に、「紛失（き損）き章番号」を「紛失（毀損）き章番号」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(人委・職員課)